

令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			
1	R7.10.25	R7.11.7	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ（サンフランシスコ）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・フランス（パリ）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・UAE（ドバイ）、インド（ベンガルール）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・シンガポール出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・UAE（アブダビ）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・フィンランド（ヘルシンキ）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・アメリカ（ラスベガス）出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・大阪府、京都府出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・福岡県、千葉県出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 ・愛知県出張に係る費用明細が分かる文書及び領収書 	37		1					1	1	1	1					<p>(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため等 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 公にすることにより、業務と関連のない問合せがくるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	スタートアップ戦略推進本部戦略推進部戦略企画課